

ACUITY **LAW**

**CORPORATE  
LAW NEWSLETTER**

JUNE 2021  
[acuitylaw.co.in](http://acuitylaw.co.in)

## Acuity Law LLP について

Acuity Law LLP は、2011 年 11 月に設立されたインド現地のプロフェッショナル・ファームです。各分野において経験豊富なインド人弁護士・専門家が所属しています。これまで、インド国内外を問わず、多くの企業、ファンド、金融機関、法律事務所、投資銀行、政府機関等に対して各種アドバイスを提供しています。主要取扱分野は、「企業法務」「国際貿易/税務」「紛争」となっており、それぞれ Souvik Ganguly、Deni Shah、Gautam Narayan が中心となってチームを率いています。

### 「企業法務」

- M&A
- 救済型 M&A
- 倒産法
- プライベート・エクイティ/ベンチャー・ファンディング
- 雇用法/労働法
- 商取引に関するアレンジメント
- コーポレート・アドバイザー

### 「国際貿易/税務」

- クロスボーダー・タックス・プランニング/管轄分析
- 組織再編戦略
- 投資ストラクチャー戦略
- エンダウメント・プランニング/ウェルスマネジメント戦略
- 国際貿易/関税
- グローバル・サプライチェーン最適化
- 物品・サービス税 (GST)

### 「紛争」

- 民事紛争
- 刑事紛争
- 仲裁紛争

上記主要取扱分野に関して、定期的に最新のアップデートをご提供できるよう日々努めております。

Acuity Law LLP について更詳しくお知りになりたい方は、弊社ウェブサイトまで、または [al@acuitylaw.co.in](mailto:al@acuitylaw.co.in) まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

*The information contained in this document is not legal advice or legal opinion. The contents recorded in the said document are for informational purposes only and should not be used for commercial purposes. Acuity Law LLP disclaims all liability to any person for any loss or damage caused by errors or omissions, whether arising from negligence, accident or any other cause.*

## INTRODUCTION

今回のニュースレターでは、インドの銀行法、会社法、労働法、証券法、外国為替法に関連する重要なアップデートについて取り扱っています。主な内容は以下の通りです。

### 1 銀行法 : Press Release, notification and consultative paper issued by the Reserve Bank of India (“RBI”)

- 1.1 RBI Press Release on On-Tap Term Liquidity Window for Contact Intensive Sectors
- 1.2 RBI Notification on Investment in Payment System Operators from FATF Non-Compliant Jurisdictions
- 1.3 RBI Consultative Document on Regulation of Microfinance.

### 2 会社法 : Circulars issued by Ministry of Corporate Affairs (“MCA”)

- 2.1 MCA circular on Companies (Meetings of Board and its Powers) Amendment Rules, 2021
- 2.2 MCA circular on Companies (Incorporation) Fourth Amendment Rules, 2021
- 2.3 MCA circular on Companies (Accounting Standards) Rules, 2021
- 2.4 MCA Circulars on Covid – 19 Relaxation:
  - 2.4.1 General circular on passing resolutions on account of Covid-19
  - 2.4.2 Relaxation of time for filing forms
  - 2.4.3 Relaxation of time for filing charge creation / modification forms

### 3 労働法 : Notification issued by Ministry of Labour and Employment on Draft Code on Social Security (Employee's Compensation) (Central) Rules, 2021.

### 4 証券法 : Orders

- 4.1 SEBI passes an ex-parte interim order in the matter of Insider trading in the scrip of Infosys Limited.
- 4.2 SEBI and SAT orders in the matter of six debt schemes of Franklin Templeton Asset Management Company for violation of the SEBI (Mutual Fund) Regulations,1996 and other SEBI circulars.

- 4.3 SEBI and SAT orders in the matter of unfair trade practices by the director of Franklin Templeton Asset Management Company
- 4.4 Introduction of the SEBI (Delisting of Equity Shares) Regulations, 2021
- 4.5 SEBI Circular on vesting of ESOPs and SARs on the death of an employee
- 4.6 Discussion paper by SEBI on the review of the delisting framework pursuant to the open offer
- 4.7 Amendments to corporate governance framework for listed companies approved at SEBI board meeting

## 5 外国為替法 : Press Note No. 2 of the DPIIT on foreign investment in the insurance sector

### 1. 銀行法 (BANKING LAW)

2021年6月の主要な銀行法のアップデートの概要は以下の通りです。

#### 1.1. RBI Press Release on On-Tap Term Liquidity Window for Contact Intensive Sectors

1.1.1. 2021年6月4日、RBIは、レポレートによる1,500億ルピーの on-tap liquidity window を最長3年の期間で開設することを決定したと発表しました。2022年3月31日まで運用されます。

1.1.2. 当該スキームは、ホテル・レストラン、観光・旅行、自動車修理サービス、レンタカーサービス、イベント・会議主催者、スパ・クリニックなど、接触機会の多い業種に適用されます。流動性調節ファシリティの対象となるすべての銀行（地域農村銀行、予定協同組合銀行、都市協同組合銀行等）が、当該セクターへの融資支援のために資金を利用することができます。

1.1.3. 銀行は、Covid ローンブックを作成することが期待されており、そのような銀行に対しては、Covid ローンブックの規模に相当する余剰流動性を、RBI にリバースレポ window で預けることができるといったインセンティブが与えられます。この場合、レポレートよりも25bps低い利率となります。

1.1.4. Please click [here](#) to read the circular.

#### 1.2. RBI Notification on Investment in Payment System Operators from FATF Non-Compliant Jurisdictions

1.2.1. 2021年6月14日、RBIは、FATF 非準拠の国・地域からのインドの決済システム事業者への投資を制限する通知を発表しました。

1.2.2. FATF 非準拠の国・地域の既存の投資家は、引き続き投資の継続または追加投資を行うことができます。一方 FATF 非準拠の国・地域の新規投資家は、直接・間接を問わず、決済システム事業者への重要な影響力（=20%を超える議決権）を取得することはできません。

1.2.3. Please click [here](#) to read the notification.

### 1.3. **RBI Consultative Document on Regulation of Microfinance.**

1.3.1. 2021 年 6 月 14 日、RBI は、インドにおけるマイクロファイナンス機関の規制に関するフレームワークを提案する諮問文書を発表しました。2021 年 7 月 31 日までの間、当該文書に対するコメントや提案が募集されます。提案されたフレームワークは、RBI の規制対象となる企業が提供するマイクロファイナンス・ローンに適用されます。

1.3.2. フレームワークにおいては、すべての規制対象企業に対して、マイクロファイナンス・ローンの統一的な定義が提案されています。なお、マイクロファイナンスとは、農村部の世帯年間収入 12 万 5,000 ルピー世帯、都市部や準都市部の 20 万ルピー世帯に対して行う無担保のローンを意味しません。

1.3.3. ローンの元本および利息の支払残高は、世帯収入の 50%を上限とすることが提案されています。また、マイクロファイナンス機関（MFI）とノンバンク金融会社（NBFC）の価格設定ガイドラインの調整も提案されており、NBFC は、資金コスト、マージン、リスクプレミアム等の要因を考慮した金利モデルを採用し、貸付金利を決定することになります。

1.3.4. その他、(a) RBI の規制対象となるすべての企業において、世帯収入の評価方針についての取締役会の承認が必要となる、(b) ローンの繰り上げ返済にペナルティを課さない、(c) 返済期間と金利に関する方針についての取締役会の承認、等も提案されています。

1.3.5. Please click [here](#) to read the consultative document.

## 2. **会社法（COMPANIES LAW）**

2021 年 6 月の主要な会社法のアップデートの概要は以下の通りです。

### 2.1. **MCA circular on Companies (Meetings of Board and its Powers) Amendment Rules, 2021**

2.1.1. 2021 年 6 月 15 日、MCA は、2021 年会社（取締役会およびその権限）改正規則に関する通達を発表しました。当該改正は、特定の事項につき、ビデオ会議その他オーディオビジュアルを介した

取締役会の実施制限について取り扱っている、2014 年会社（取締役会およびその権限）規則の規則 4 を削除するためのものです。これに伴い、以下の事項については、ビデオ会議その他オーディオビジュアルを用いた取締役会の開催が可能となりました。

- a) 年次財務報告書の承認
- b) 取締役会報告書の承認
- c) 目論見書の承認
- d) 連結財務諸表を含む財務諸表の検討に関する監査委員会の承認（該当する場合）
- e) 合併、分割、その他買収関連事項の承認

2.1.2. Please click [here](#) to read the circular.

## 2.2. MCA circular on Companies (Incorporation) Fourth Amendment Rules, 2021

2.2.1. 2021 年 6 月 7 日、MCA は、2021 年会社（法人設立）第 4 次修正規則に関する通達を発表しました。物品・サービス税識別番号（GSTIN）の登録、労働者州保険機構（ESIC）の登録、従業員積立基金機構（EPFO）の登録、プロフェッショナル税の登録、AGILE PRO を利用した銀行口座の開設について取り扱っている、2014 年会社（法人設立）規則の 38A を改正したものです。

2.2.2. 改正により、AGILE PRO の代わりに「AGILE PRO S」を提出することで、店舗・事業所登録の取得が容易になりました。

2.2.3. Please click [here](#) to read the circular.

## 2.3. MCA circular on Companies (Accounting Standards) Rules, 2021

2.3.1. 2021 年 6 月 23 日、MCA は、中小企業（以下「SMC」）に適用される 2021 年「会社（会計基準）規則」に関する通達を発表しました。

2.3.2. 以下のような会社が SMC に分類されます。

- (a) インド国内外の証券取引所に上場していない、及び上場準備中でない会社
- (b) 銀行、金融機関、保険会社でない会社
- (c) 直前の会計年度における売上高（その他の収入を除く）が 25 億ルピーを超えない会社

- (d) 直前の会計年度のいかなる時点においても、借入金（公的預金を含む）が 5 億ルピーを超えていない会社
- (e) SMC 以外の会社の持株会社または子会社ではない会社

2.3.3. インド勅許会計士協会が推奨する会計基準 1～5、7、9～29 が SMC に適用されることとなります。

2.3.4. Please click [here](#) to read the circular.

## 2.4. MCA Circulars on Covid – 19 Relaxation:

### 2.4.1. General circular on passing resolutions on account of Covid-19

- (a) 2021 年 6 月 23 日、MCA は、2021 年 6 月 30 日から 2021 年 12 月 31 日までの間、ビデオ会議やその他のオーディオ・ビジュアル手段を用いた臨時株主総会の開催、郵便投票による議案処理を認めた通達を発表しました。
- (b) Please click [here](#) to read the circular.

### 2.4.2. Relaxation of time for filing forms

- (a) 2021 年 5 月 3 日、MCA は、CHG-1、CHG-4、CHG-9 以外の会社登録機関へのフォームの提出が遅れた場合の追加料金の支払い免除に関する通達を発表していましたが、2021 年 6 月 30 日、2021 年 4 月 1 日から 2021 年 7 月 31 日までに提出されるフォームについて、2021 年 8 月 31 日までの間、当該免除措置を延長する旨を追加で発表しました。
- (b) Please click [here](#) and here to [read](#) the circular dated 3 May 2021 and 30 June 2021 respectively.

### 2.4.3. Relaxation of time for filing charge creation / modification forms

- (a) 2021 年 5 月 3 日、MCA は、手数料の支払緩和に関する通達を発表していましたが、2021 年 6 月 30 日、当該緩和措置が延長する旨を発表しました。
- (b) フォーム CHG-1 および CHG-9 の日数計算上、2021 年 4 月 1 日から 2021 年 7 月 31 日までの期間は算入されません。2021 年 7 月 31 日以降に当該フォームを提出する場合は、2021 年 8 月 1 日から提出日までの日数に、作成日から 2021 年 3 月 31 日までの経過期間を加えた上で、適用される手数料が請求されることとなります。

- (c) 2021年4月1日から2021年7月31日の間に手数料を作成・変更し、2021年5月31日以降にフォームを提出する場合は、2021年8月1日からフォーム提出日までの日数を加算した上で、適用料金が請求されます。
- (d) Please click [here](#) and [here](#) to read the circular dated 3 May 2021 and 30 June 2021 respectively.

### 3. **労働法 (LABOUR LAW)**

2021年6月の主要な労働法アップデートの概要は以下の通りです。

#### 3.1. **Draft Code on Social Security (Employee's Compensation) (Central) Rules, 2021**

3.1.1. 2021年6月3日、労働雇用省は、2021年社会保障（従業員の補償）（中央）規則の草案の発行を発表しました。

3.1.2. 草案だが、以下が規定されています。

- (a) 使用者は、第 77 条(3)、すなわち 2020 年社会保障規則の期限内に支払われるべき補償金および不履行による損害賠償金が 30 日以内に使用者によって支払われない場合、年 12% の利息を支払う義務を負う
- (b) 所轄官庁から他の所轄官庁への送金は、送金領収書、電子送金、ネットバンキング、送金小切手のいずれかによって行う
- (c) 申請書は、書留郵便もしくは電子メールで主務官庁に送付するか、規則に定められた書式 A にて、主務官庁もしくは主務官庁から権限を与えられた部下に提示することができる
- (d) 紛争訴訟地は、(i)事故が発生した場所、(ii)従業員またはその法定相続人が居住する場所、(iii)使用者の登録事務所、とする

3.1.3. Please click [here](#) to read the notification.

### 4. **証券法 (SECURITIES LAW)**

4.1. **SEBI passes an ex-parte interim order in the matter of Insider trading in the scrip of Infosys Limited.**

4.1.1. 2021年5月31日、SEBIは、Infosys Limited（以下、「Infosys」）のインサイダー取引問題において、暫定的な命令を下しました。インサイダー取引は、Infosysの未発表の財務結果に基づいて行われたとされています。

4.1.2. SEBIは、本件対象者8名のうち2名はInfosysの上級社員であり、未公開センシティブ価格情報（以下「UPSI」）にアクセス可能なことが合理的に想定されるため、当該取引はインサイダーであった、と指摘しました。うち1名は、従業員と金融取引を行っていた企業の取締役を務めており、調査期間中に頻りに電話にて連絡を取り合う等して、従業員と関係がありました。その他の者は、先に述べたワーキング・パートナーであったパートナーシップ企業と、パートナーシップ企業の他のワーキング・パートナーです。これら状況から、2015年SEBI（インサイダー取引の禁止）規則に照らし、インサイダーであったとみなされました。インサイダー取引は、当該パートナーシップ企業を通じて行われたとされています。

4.1.3. パートナーシップ企業は、決算発表前に相当数の株式を購入し、その後 UPSI の発表後に高値で売却していました。SEBI は、それ以前の四半期についても、決算発表の前後に同様の取引が行われていたことについて指摘しています。

4.1.4. SEBI は、インサイダー取引に関する一定の証拠があり、投資家保護の観点から、緊急の予防的命を出さなければならない、と判断しました。また、社員である2名は引き続き Infosys に雇用されており、UPSI へのアクセスも可能なことから、同様の取引が行われることを防ぐため、証券市場へのアクセスの禁止を命じました。インサイダー取引で得た収益を押収し、エスクロー口座に預けることで、当該問題を解決することを目指しました。

4.1.5. Please click [here](#) to read the SEBI order.

#### 4.2. **SEBI and SAT orders in the matter of six debt schemes of Franklin Templeton Asset Management Company for violation of the SEBI (Mutual Fund) Regulations, 1996 and other SEBI circulars.**

4.2.1. SEBIは、Franklin Templeton Asset Management Company（以下「Franklin Templeton」）が運用する6つの債務スキームに関して、2020年4月にスキームの清算が発表されて以降、調査を進めていました。調査は、1996年SEBI（Mutual Funds）規則およびそれに基づいて発行された様々な通達がスキームに遵守されているかどうかを確認するために行われたもので、本件における対象者は、6つの債務スキームを管理する資産管理会社でした。2021年6月7日、SEBIは、6つのスキームはSEBIの発行した分類通達に違反している、としました。当該通達では、ミューチュアル・ファンドが提供する複数のスキームは、資産配分や投資戦略の観点から互いに明確に区別

されることが求められていました。SEBI は、6 つの債務スキームのうち 5 つのスキームにおいて、投資戦略や投資先の信用格付けの点で類似した形で運営がなされていることを指摘しました。

4.2.2. SEBI は、公証人が債務スキームで引き受けた証券を評価する際に、公正な評価の原則に関する規制の遵守を確保しておらず、投資信託スキームによって行われた投資条件の変更について、市場評価機関や信用格付機関への通知を怠っていた、と判断しました。また、債務スキームのポートフォリオに含まれる証券の投資の集中、投資品質の低下、流動性の問題等様々なリスクに対する軽減措置が講じられていなかったこと、通知先が行っている投資に関して適切なデューデリジェンスが行われていないこと等も判明しています。

4.2.3. SEBI は、本件対象者は、資産運用会社としての行為を適切に果たしていないと判断し、投資家に損失をもたらした不正な行為とみなして、ファンドの運用から得られたすべての収入の没収を命じました。これに伴い、管理報酬およびアドバイザー報酬のすべてを没収するとともに、清算日から命令日までの金額に 12%の利息を付すことを命じました。没収された金額は、債務スキームの投資家への返済に充てられる予定です。また、1996 年 SEBI (Mutual Fund) 規則およびそれに基づく通達に違反したとして、5,000 万ルピーの罰金が命じられました。加えて、命令の日から 2 年間、Franklin Templeton が新たな債務スキームを立ち上げることを禁止しました。

4.2.4. しかしながら、2021 年 6 月 28 日、SAT は中止命令を出し、Franklin Templeton が新たな負債スキームを立ち上げることを認めました。また、ペナルティの金額を SEBI に預ける代わりに、投資顧問料の約半額相当について、控訴審が終了するまでエスクロー口座に預けることを命じました。

4.2.5. Please click [here](#) and [here](#) to read the SEBI and the SAT order respectively.

#### 4.3. **SEBI and SAT orders in the matter of unfair trade practices by the director of Franklin Templeton Asset Management Company**

4.3.1. 2021 年 6 月 7 日付、SEBI は、Franklin Templeton の取締役とその近親者が、Franklin Templeton が清算した債務スキームの償還において不公正取引を行ったとされる問題について、命令を下しました。SEBI の調査によると、Franklin Templeton の取締役は、債務スキームのマネージャーと話し合い、重要な非公開情報を入手していたことが判明しました。SEBI は、このような情報の優位性を利用した取引は、2003 年 SEBI (証券市場に関する不正および不公正な取引行為の禁止) 規則第 3 項および第 4 項 (1) に含まれる一般的な禁止事項の対象となる、と判断しました。

4.3.2. SEBI は、取締役が債務スキームの流動特性やスキームにて行われている償還の内容に関する重要な非公開情報を保持していた、としました。対象者は、ポートフォリオ内の流動性の低さを認識し

た上で、それに応じた形で自身の持分を償還していたため、当該スキームに投資を続けていた者にとって価値の低下につながった、と指摘しています。

4.3.3. 対象者は、償還は公開されている情報を独自に評価したものであり、同時期に何千人もの投資家が行っていたと主張していました。しかし、SEBI は、市場の健全性を守るためには、優れた重要な情報にアクセスできる者がそのような非対称な利点を利用することは防止すべきである、としました。

4.3.4. SEBI は、スキームへの投資者は、清算に至るまでの議論には参加すべきではなかったとし、未払いとなっている金額の範囲内で回避した損失を破棄し、エスクロー口座に預けることを命じました。さらに、不公正な取引方法について、総額 7,000 万ルピーの罰金が課されました。加えて、証券市場への 1 年間のアクセス禁止が命ぜられました。

4.3.5. しかしながら、2021 年 7 月 1 日、SAT は、控訴審が終了するまでの間、SEBI による上記命令の運用は停止する、としました。

4.3.6. Please click [here](#) and [here](#) to read the SEBI and the SAT order respectively.

#### 4.4. **Introduction of the SEBI (Delisting of Equity Shares) Regulations, 2021**

4.4.1. 2021 年 6 月 10 日、SEBI は、2021 年 SEBI (Delisting of equity shares) 規則 (以下「上場廃止規則」)、および 2009 年 SEBI (Delisting of equity shares) 規則の廃止に関する通達を公表しました。SEBI は、上場廃止規則の改正案について、2020 年 3 月と 2020 年 11 月にそれぞれ 2 つの諮問書を公表していました。これら諮問書において提案された修正案は、その後、2021 年 3 月 25 日の SEBI の理事会で承認されました。

4.4.2. 上場廃止規則によって導入された重要な改正点は、上場廃止プロセスのタイムラインの統合と、一般向けに行われる初回の公開における透明性の向上に関するものです。改正後は、上場企業の独立取締役は、任意の個人から提出された上場廃止案に対する理由付きの勧告を含む報告書を提出することが求められます。

4.4.3. 上場廃止規則では、上場子会社とその上場持株会社との間のスキーム・オブ・アレンジメントに基づく会社の上場廃止のための簡略化されたメカニズムについても規定されています。これにより、上場子会社の上場廃止手続き簡素化されました。

4.4.4. Please click [here](#) to read the Delisting Regulations.

#### 4.5. SEBI Circular on vesting of ESOPs and SARs on the death of an employee

4.5.1. 2021年6月15日、SEBIは、ESOPやSARに関する最低権利確定期間に関連する規定の修正に関する通達を発表しました。当該通達では、従業員が何らかの理由で死亡した場合に、最低権利確定期間である1年の要件は適用されず、ESOPまたはSARは、状況に応じて、死亡した従業員の法定相続人に直ちに権利が確定すると規定されています。当該緩和措置は、2020年4月1日以降に死亡したすべての従業員に対して適用されます。

4.5.2. Please click [here](#) to read the SEBI circular.

#### 4.6. Discussion paper by SEBI on the review of the delisting framework pursuant to the open offer

4.6.1. 2021年6月25日、SEBIは、2011年SEBI（株式の実質的取得および買収）規則（以下「買収規則」）における、公開買付による上場廃止の枠組みの修正提案に関する通達を発表しました。SEBIは、買収者が公開買付による会社の上場廃止を希望する場合、買収者が方向性の異なる複数の法律に対処しなければならないことに留意し、買収規則、上場廃止規則、1957年証券契約（規制）規則（以下「SCR規則」）の規定を統合する必要性について検討していました。

4.6.2. 論点は、買収規則に基づく形で、規定の閾値のいずれかが発動された場合には、一般株主から26%以上の株式を取得するための最低オファーを行わなければならないということにありました。対象となる取引が上場会社の49%または64%の株式を取得するためのものであった場合、買収者が上場会社の75%以上または90%以上の株式を保有することになる可能性があります。SCR規則では、上場会社の非公開株式保有率が75%を超えた場合、一定期間内に75%以下に下げなければならないとされています。また、上場廃止規則では、SCR規則に準拠していない場合、すなわち未公開株の保有率が75%を超えている場合には、買収者が上場廃止に関する提案を行うことはできません。つまり、買収規則に従って、まず一般株主から株式を買い取る要請を行い、その後、SCR規則に準拠して株式を売却することが求められます。最終的に、上場会社の上場廃止を成功させるためには、再度一般からの株式買付を行う必要がありました。

4.6.3. 上記に対処するため、SEBIは、公開買付けと同時に上場廃止を行うことを可能とし、買収者が公開買付後に上場廃止か上場維持かの選択を書類上で開示する、という新たな枠組みを提案しています。

- 4.6.4. 買収者が上場維持を選択した場合には、SCR ルールに従い、非上場株式の保有比率 75%の閾値を超えないように、基本合意書および公開買付けに基づく買収を比例的に縮小する機会が与えられるか、または公開買付け終了後の買収者による保有株式比率の引き下げが求められます。
- 4.6.5. 買収者が上場廃止を選択した場合には、買収者は 2 つの異なる価格、すなわち買収価格と上場廃止価格を提示する必要があります。買収価格は、買収規則の規定に従って計算されますが、上場廃止価格は、買収者が上場会社の株式の 90%という上場廃止基準を満たすために株式を取得しようとする買収価格よりも高い価格となります。
- 4.6.6. 90%の上場廃止基準を満たすように一般株主が応募した場合には、上場廃止価格株式を取得しなければなりません、90%の基準を満たさない場合は、買収価格で株式を取得することになります。
- 4.6.7. 株主および証券取引所の承認については、公示後、株式の応募期間が始まる前であれば、いつでも取得できることが提案されています。
- 4.6.8. Please click [here](#) to read the SEBI discussion paper.
- 4.7. **Amendments to corporate governance framework for listed companies approved at SEBI board meeting**
- 4.7.1. 2021 年 3 月、SEBI は、上場企業の独立取締役を取り巻く枠組みの見直しに関する諮問書を発表しました。2021 年 6 月 29 日の SEBI 理事会において、諮問書にて提案された変更点の一部が承認されました。なお、当該変更は、2015 年 SEBI (Listing Obligations and Disclosure Requirements)規則（以下「LODR 規則」）には組み込まれていません。LODR 規則の改正は今年中に行われ、2022 年 1 月 1 日から有効となります。
- 4.7.2. 上場会社の取締役会における独立取締役の選任プロセスが変更され、現行の普通決議に代えて、株主総会の特別決議が必要となりました。独立取締役を解任する場合にも、特別決議が必要です。3 月の諮問書では、株主承認の二重システムについても提案がなされていましたが、こちらは却下されています。
- 4.7.3. 選任時の指名報酬委員会（以下「NRC」）の役割が精緻化され、NRCによる独立取締役のショートリスト作成プロセスには、上場会社の取締役会における既存の取締役間のバランスを作るだけでなく、独立取締役のスキル、知識、経験の評価システムが含まれることになりました。
- 4.7.4. すべての上場会社の監査委員会及び NRC の構成は、そのメンバーの少なくとも 3 分の 2 が独立取締役とすることが求められます。

- 4.7.5. 独立取締役の辞任に関する変更も承認されています。会社の取締役を辞任した独立取締役は、1 年の間は、常勤取締役として同一の会社、持株会社、子会社、関連会社の取締役に就任することはできません。
- 4.7.6. その他、役員保険の加入義務については、上場企業上位 500 社から、上場企業上位 1,000 社に拡大されています。
- 4.7.7. The above mentioned proposed changes is one of the matters discussed at SEBI's board meeting held on 29 June 2021. Please click [here](#) to read the minutes of the board meeting.

## 5. 外国為替法 (FOREIGN EXCHANGE LAWS)

### 5.1. Press Note No. 2 of the DPIIT on foreign investment in the insurance sector

- 5.1.1. 2021 年 6 月 14 日、DPIIT は、インドの連結外国直接投資（以下「FDI」）政策を改正する 2021 年プレスノート 2 を発表しました。当該プレスノートでは、保険セクターにおける FDI 関連の改正が行われています。提案された改正に関連する RBI の通知はまだ発表されておらず、改正は RBI の通知日に発効するものとされています。
- 5.1.2. 今年の連合予算で提案された改正を有効にするため、1938 年保険法については 2021 年 4 月 1 日から、2015 年インド保険会社（外国投資）規則については 2021 年 5 月 19 日から、改正手続きが行われていました。
- 5.1.3. プレスノート 2 において、自動ルートによる保険セクターの FDI 上限を 49% から 74% に引き上げることが規定されています。なお、外国投資 74% という基準には、外国のポートフォリオ投資家も含まれます。また、受け入れた外国投資については、インド保険規制開発機構（以下「IRDAI」）による承認および検証の対象となり、1938 年保険法および 2015 年インド保険会社（外国投資）規則その他すべての関連規定の遵守を条件とすることが規定されています。加えて、外国投資金額の引き上げは、FEMA 規則で規定された価格設定ガイドラインに従うことも明確化されました。
- 5.1.4. Please click [here](#) to read the press note.

### Our co-ordinates:

**Mumbai**  
506 Marathon Icon  
Off Ganpatrao Kadam Marg  
Lower Parel, Mumbai – 400013

Email: [al@acuitylaw.co.in](mailto:al@acuitylaw.co.in)